

公正な判決を求める要請署名(個人)

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判長 柵木澄子 様

裁判官 横地由美 様

裁判官 猪狩翔太郎 様

原告はシステムで契約社員として正社員と同様に一生懸命長年働き続けてきました。原告が自分と正社員との間の待遇差を問題にして会社に質問を発したきっかけは、中小企業では2021年に施行されたパートタイム有期雇用労働法のガイドラインを読んだことでした。

原告はガイドラインにおいて「②賞与」は、同一の貢献には同一の、違いがあれば違いに応じた支給を行わなければならない、と書かれており、支給無しということは、会社になんら少しも貢献していないということの意味することになると強く思いました。

原告は決心して、待遇差の理由を会社に説明してもらおう行動をとりました。しかし具体的な説明は一度もなく、賞与不支給が続行し、昨年1月、貴裁判所への提訴に至りました。

今、世界的に貧富の差が拡大しています。日本においては低賃金、不安定雇用御の非正規労働者が労働人口の40%を超えて2000万人に達しました。非正規労働者への待遇差別を許すことは出来ません。審理を十分に尽くし、法令に沿った判決を下すことを求めます。

貴裁判所が、公正な判決を示されるよう要請いたします。

名前	住所

取り扱い団体(記入任意)

<呼び掛け>

同一労働・同一賃金を求めて闘う契約社員高橋さんを支援する会 代表 岩見千丈
全国一般労働組合全国協議会(03-6381-7970) 中央執行委員長 平賀雄次郎